

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月17日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

### 佐賀県教育委員会規則第15号

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の管理に関する規則（平成23年佐賀県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(学年及び学期)</p> <p><b>第12条 略</b></p> <p>2～5 略</p> <p>6 校長は、前項の規定に基づき学期の始期及び終期を変更するときは、その実施年度の4月末日までに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。</p>	<p>(学年及び学期)</p> <p><b>第12条 略</b></p> <p>2～5 略</p> <p>6 校長は、前項の規定に基づき学期の始期及び終期を変更するときは、その実施年度の4月末日までに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。<u>ただし、非常変災その他やむを得ない事情に伴い変更するときは、この限りでない。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。